

事故救済制度委託事業者の選定のイメージ

○選定方法

一般公募による見積り合せて選定（3年間の運用を想定）。

※申込みのあった者（参加資格を満たした者）のうち、最も安価な価格で見積った者を委託事業者として選定する。

※価格のみで事業者を選定するため、選定のための事故救済制度に関する専門部会は開催しない（参加資格の確認も事務局で行う）。

《参加資格の想定》

- ・ 損害保険の免許を有する。
- ・ 委託先としての信頼性を有する（格付け等）。
- ・ 神戸市内に本店、支店等の拠点を有する。
- ・ 神戸市の入札・契約の資格がある（税の未納がない、健全経営等）。

○選定の流れ



